

千葉市と千葉労働局との雇用対策協定  
～「働きやすい・魅力あふれる千葉市」を目指して～

人口減少・少子超高齢社会を迎えるなか、ダイバーシティを推進し、全ての人が性別や年齢、身体状況等の違いに関わりなく尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮することができる「働きやすい都市」を実現することが必要である。これを実現することによって、千葉県内における通勤先として高い拠点性を有している千葉市の特性を活かし、近隣都市と連携し自立した「ちば共創都市圏」を形成することにより、雇用・労働の面から、千葉市地域の経済規模の拡大・活力増進、都市機能のさらなる向上を目指すものである。

このため、千葉市（以下「市」という。）及び千葉労働局（以下「労働局」という。）は、雇用・労働環境の向上を連携して取り組むことにより、市が地域の活力の中心となる、魅力あふれる都市となるため、以下のとおり「千葉市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 協定は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に係る施策と、労働局における雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれの施策について、一体となって対策を進めていくための連携・協力の内容などを定め、千葉地域の雇用対策に強力に取り組むことを目的として締結する。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するための具体的な取組の内容及び実施方法を「千葉市雇用対策協定に基づく事業計画」に毎年定め、これを推進させるために定期的に協議を行うものとし、必要に応じ改訂を行うものとする。

（運営協議会の設置等）

第3条 市及び労働局は、協定の取組事項を推進し、全般の進捗状況の把握と全体調整を行うための運営協議会を設置するものとする。運営協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

（要請等）

第4条 市長及び労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 市長及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 協定に定めのない事項が生じたとき又は協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市長及び労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年7月13日

千葉市長

熊谷 俊人

千葉労働局長

福澤 義行